

企画競争を行うので、下記のとおり告示する。

令和8年6月22日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課

電話：011-211-2376 メールアドレス：kanko@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

(1) 業務の名称

札幌市公衆無線LAN更改業務

(2) 業務の内容

札幌市が整備・運用を行っている公衆無線LANサービス「Sapporo City Wi-Fi」(以下「本サービス」という。)の提供エリアにおいて、外国人観光客をはじめとする利用者がスマートフォン等の個人端末でインターネットに接続できる通信環境の維持・向上を図るため、本サービスに係る機器及びシステムの更改を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、提案説明書9(3)に記載する必要書面を参加申込書と同時に提出することで、参加の申込みを行うことができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までに3年を経過しない者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による

再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全でないこと。

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
 - (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
 - (6) 直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者でないこと。
 - (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
 - (8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (9) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員全てが(1)~(9)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

4 手続等

(1) 提案説明書の配布場所

上記1のとおり。札幌市公式ホームページにも掲載する。

(2) 参加申込書・企画提案書等の提出

ア 参加申込書提出期限：令和8年7月7日（火曜日）17時00分必着

イ 企画提案書提出期限：令和8年7月14日（火曜日）17時00分必着

ウ 提出書類：提案説明書9のとおり

(3) 企画競争実施委員会によるヒアリング審査等

評価及び契約候補者の選定については、企画競争実施委員会によるヒアリング審査を実施し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出する。なお、提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

5 その他

詳細は提案説明書による。